

野洲市こどもの家 保育料の減免

基本保育（通年保育、季節保育及び土曜保育）の保育料を減免します。
 減免対象になると思われる方については、減免申請書に下記それぞれの添付書類を併せて、提出が必要です。
 提出時期等詳細については後日、ご案内します。

種類	減免率	添付書類	措置
①生活保護法の規定により保護を受けている場合	10割	生活保護受給証明など生活保護を受けていることを証明する書類 (生活保護担当課窓口で発行を申請すると即日交付されます。)	継続入所者、新規入所者 とも 4月に申請書と添付書類を提出
②当該年度の市町村民税非課税世帯	9割	原則、添付書類はありません。	継続入所者 → 6月分までは前年度と同じ減免率で徴収。後日案内する時期（6月頃）に申請書と左記添付書類を提出。これにより再算定
③当該年度の市町村民税所得割非課税世帯	7割		
④母子・父子・祖父母家庭で、児童を養育する者の前年合計所得金額が500万円以下の場合 ※合計所得金額とは、課税証明書においては合計所得金額欄のこと	2割	母子・父子・祖父母家庭の証明 (児童扶養手当証書の写しまたは福祉医療受給券の写しの添付でも可)	新規入所者 → 後日案内する時期（6月頃）に申請書と左記添付書類を提出
⑤災害その他の事情がある場合	市長が定める率	災害その他の事情がわかる書類	適時

※継続入所で前年度に減免措置を受けた保護者の方については、当該年度の市町村民税の課税状況が確定するまでの間、年度当初の4月分から約3ヶ月間の保育料は、暫定的（前年度と同様の減免率による保育料）に決定・徴収します。課税決定後に引き続き前年度と同様の減免率が適用できるかどうか、申請書提出によって審査します。審査の結果を踏まえ本年度の保育料を正式決定し、4月にさかのぼり、還付・追加徴収等を行います。

※おやつ代・月額延長保育料（土曜延長保育料も含む）・緊急延長保育料は減免しません。

